

山形県告示第 677 号

山形県屋外広告物条例（昭和 49 年 10 月県条例第 59 号）第 17 条の 2 第 1 項の規定により広告景観モデル地区を次のとおり指定し、広告物美観維持基準及び広告物景観誘導形成基準は、平成 27 年 8 月 17 日から適用する。

平成 27 年 8 月 11 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 広告景観モデル地区の名称及び区域

- (1) 名称 黒獅子の郷広告景観モデル地区
- (2) 区域 長井市本町及び栄町の一部の区域

2 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

長井市の中心部に位置する本町・栄町周辺地区は、舟運で栄えた宮地区と小出地区を結ぶ道路の沿線の商店街を中心に形成されており、歴史的建造物が点在する市の顔として重要な役目を担っている。

本町・栄町周辺地区は、市の景観重要地区に指定されており、関係者で構成されたまちづくり協議会による街並みづくりのルールを基本とした景観形成基準に基づき、良好な街並みを形成、保全していく区域である。

これに合わせて、屋外広告物の乱立を防止し、統一感のある街並みを形成、保全していくため、同地区を広告景観モデル地区に指定し、景観重要地区の取組みと連携して周辺環境と調和のとれた広告物の掲出を目指すものである。

そのため、長井市の中心市街地らしい街並みの形成、保全を目指し、広告物の大きさ、高さ、色彩、数等について、規制及び誘導を行い、良好な景観形成を図るものである。

3 良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する規制の基準（以下「広告物美観維持基準」という。）及び良好な景観を形成するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する誘導の基準（以下「広告物景観誘導形成基準」という。）

種類	広告物美観維持基準	広告物景観誘導形成基準
建植広告 （これに類する特殊装置広告を含む。）	(1) 表示面積が一面 10 平方メートル以下であること（数枚で 1 個の広告となっているものについては、その合計面積とする。）。 (2) 地面から上端までの高さが 8 メートル以下であること。 (3) 敷地のうち、都市計画道路 3・4・10 号桐町成田線との境界線から 50 センチメートル以内の部分（以下「後退部分」という。）に突出しないこと。	(1) 支柱及び表示面の基調色（最大面積色をいう。以下同じ。）は低彩度の色彩とすること。 (2) 地面から上端までの高さが建物の上端を超えないこと。

壁面利用広告	1 広告板 (2に掲げるものを除く。)	<p>(1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること（数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。）。</p> <p>(2) 表示面積の合計が1壁面につき20平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 表示面積の合計が当該壁面積の3分の1以下であること。</p>	表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。
	2 広告板 (壁面から突出するもの。)	<p>(1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 後退部分に突出しないこと。</p> <p>(3) 壁面からの出幅が2メートル以下で、道路上に1メートル以上突出しないこと（都市計画道路以外の道では突出可。）。</p> <p>(4) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p> <p>(5) 建物の上端を超えないこと。</p>	表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。
屋上利用広告	広告板 広告塔	<p>(1) 一面の表示面積が当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積の5分の1以下であること。</p> <p>(2) 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の5分の1以下であること。</p> <p>(3) 映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面20平方メートル以下であること（数枚で1個となっているものについては、その合計面積とする。）。</p> <p>(4) 屋上から上端までの高さが20メートル以下で、建物の高さの2分の1以下であること。</p> <p>(5) 建物の端から突出しないこと。</p>	表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。
電力柱等利用広告	袖看板	<p>(1) 大きさは、縦1.3メートル以下、横0.45メートル以下であること。</p> <p>(2) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p>	

		<p>(3) 信号機から 30 メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10 メートル以上離れていること。</p> <p>(4) 電力柱等 1 本につき、1 個とすること。</p>	
	<p>巻付広告 ・ 塗装広告</p>	<p>(1) 長さは 1.5 メートル以下であること。</p> <p>(2) 地面から広告物の下端までの高さが 1.2 メートル以上であること。</p> <p>(3) 信号機から 30 メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10 メートル以上離れていること。</p> <p>(4) 電力柱 1 本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか 1 個とすること。</p>	
共通のもの	<p>はり紙 はり札等</p>	<p>(1) 表示面積が 1 平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。</p> <p>(3) はり紙については、全面のりづけしないこと。</p>	<p>破損、退色したものは、速やかに除却すること。</p>
	<p>立看板等</p>	<p>(1) 表示面積が一面 4 平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さは 3.6 メートル以下であること。</p> <p>(3) 信号機から 30 メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10 メートル以上離れていること又は安全上視覚的に障害とならないこと。</p> <p>(4) 倒れないように措置されるものであること。</p>	<p>まちの個性を演出するよう、形態や素材等の規格化を図ること。</p>
	<p>広告幕 広告旗</p>	<p>(1) 幅が 1.5 メートル以下であること。</p> <p>(2) 道路を横断する広告幕にあつては、次の各号に該当するものであること。</p> <p>イ 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では 2.5 メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では 4.5 メートル以上であること。</p> <p>ロ 信号機から 30 メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10 メートル以上離れていること又は安全上視覚的に障害とならないこと。</p>	<p>閉店時には収納すること。</p>

	アドバルーン	<p>(1) 気球の直径が3メートル以下であること。</p> <p>(2) 係留場所から気球先端までの垂直距離が50メートル以下であること。</p> <p>(3) 添加する広告物の幅が1.5メートル以下で、かつ、長さが15メートル以下であること。</p>	
--	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--